

月形町ヒグマゾーニング計画

令和 8 年 9 月

月 形 町

1 はじめに

(1) この計画の趣旨

「ゾーニング管理」とは、人と野生動物をすみ分ける手法のひとつです。北海道が令和6年12月に改定した「北海道ヒグマ管理計画（第2期）」では、ヒグマでのゾーニング管理を推進することが位置づけられました。これを受け、月形町では地域の関係者から意見を聞き、ヒグマとのすみ分けに必要な情報を収集しました。この情報をもとにゾーンを設定し、各関係者が共通の理解を持ってヒグマ対策をおこなうため、この計画を定めました。

(2) 位置づけ

この計画は、ヒグマ対策を効果的に実施していくために、対応の目安などをあらかじめ定めたものとなります。ヒグマへの対応、特に出沒に伴う捕獲の判断などは、その事例に応じた情報に基づき、その安全性等を検討することが必要になるため、関係者がこの計画を踏まえた共通認識のもと、スムーズに連携を行い、検討を行います。

また、この計画は対応の目安ですので、特に計画期間等は設けませんが、その運用にあたって不都合が生じないよう、必要に応じて順次修正を行うこととします。

なお、ヒグマ対策に関して、ゾーニング管理を前提とした国の交付金等を受けることとした場合、各交付金等の事業実施計画作成に当たりこの計画を参照することがあります。

2 各ゾーンの定義

表1のとおり。

<表1：各ゾーンの定義>

ゾ ー ン	コア生息地	緩 衝 地 帯	防 除 地 域	排 除 地 域
エ リ ア 概 要	健全な個体群の維持（繁殖や生息）を担保するうえで重要な奥山等の地域	コア生息地と防除地域・排除地域の間の地域	農業、林業など人間活動が盛んな地域	市街地、集落内の住居集合地域等の人間の居住地
ゾーン設定方法	国土数値情報の森林地域を参考に設定	防除地域からコア生息地へ向けて一定の距離	月形町農業振興地域内の農用地区域とおおよそ一致	住宅集合地域、学校、施設等
ヒグマの生息	ヒグマの生息域	ヒグマの生息域	ヒグマの定着は許容しない	ヒグマの侵入は許容しない
人 間 活 動	ヒグマの存在を前提とした限定的な利用（登山など）	ヒグマの存在を前提とした利用	常時ではないが、日常的な利用	日常的かつ高密度な利用

3 各ゾーンの対応方針

表2のとおり。

＜表2：各ゾーンの対応方針＞

方 針	コア生息地	緩 衝 地 帯	防 除 地 域	排 除 地 域
ヒグマへの対応方針	安定した生息に配慮	問題を未然に防ぐ	寄せつけない・被害を防除	入らせない・入ったらすぐ対応
ヒグマへの取組の方針	・生息地の保全 ・問題個体以外の捕獲は行わない ※ 春期管理捕獲を除く	・春期管理捕獲や被害防止のための個体数管理捕獲等による個体数の抑制	・誘因物の適切な管理 ・被害防止のための捕獲 ・排除地域への侵入抑制	・市街地への侵入防止 ・緊急時の対応体制の整備
(共通) 出没情報の収集・発信 普及啓発・調査研究の促進				

なお、各ゾーン対応方針は目安であり、出没したことのみをもって一律に捕獲するものではなく、出没状況、個体の行動、安全確保等を踏まえ対応を判断する。

4 ゾーニングマップ

別紙図1のとおり。

5 ゾーンごとの取組

ゾーンごとの主な取組は表3のとおり。ゾーニング計画を通じ、これらの取組を推進するとともに、実施体制の整備と充実を図っていく。なお、特に取組を重点的に推進する地域については、出没情報、被害状況等を勘案し、必要に応じて設定することとする。

＜表3：各ゾーンの主な取組＞

主な取組	コア生息地	緩衝地帯	防除地域	排除地域
被害防止のための捕獲	—	—	○	○
ゾーニング管理としての捕獲 (被害防止のための個体数管理捕獲)	—	○	—	—
目撃情報の収集及び注意喚起の発信	○	○	○	○
農業被害防止のための電気柵設置 (出没情報、被害状況を踏まえ、必要場所に実施)	—	—	○	—
作物残渣と廃棄物(生ごみ等)の適正処理	—	—	○	○
ヒグマ出没時における対応訓練	—	—	○	○